

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和6年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	神河町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ・被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ・介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ・要介護（支援）認定、要介護（支援）更新認定、要介護（支援）状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ・居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル (2) 認定ファイル (3) 受給ファイル (4) 賦課ファイル (5) 給付ファイル (6) 収滞納ファイル (7) 宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の100の項 2. 介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 2,3,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,141,144,145,158,161の項 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話: 0790-34-0001 ファクス: 0790-34-0691 E-mail: soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 税務課 電話: 0790-34-0961 ファクス: 0790-34-1556 E-mail: zeimu@town.kamikawa.hyogo.jp 〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町栗賀町630番地 神河町役場 健康福祉課 電話: 0790-32-2421 ファクス: 0790-31-2800 E-mail: kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月24日	平成29年7月25日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課 課長 和田正治 健康福祉課 課長 大中昌幸	税務課 課長 和田正治 健康福祉課 課長 桐月俊彦	事後	
平成30年6月28日	公表日	平成30年3月26日	平成30年6月28日	事後	
平成30年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年6月28日	令和1年6月28日		見直し
令和1年6月28日	I－5－②	税務課 課長 和田正治 健康福祉課 課長 桐月俊彦	課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3－目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6－目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6－不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月27日		見直し
令和2年8月27日	Ⅱ－1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	Ⅱ－2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	令和2年8月27日	令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	Ⅱ－1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	Ⅱ－2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日	事後	見直し
令和6年7月22日	I－1－②	神河町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ・被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ・介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ・要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ・居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更 ・保険給付の支払の一時差止め ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ・保険料の徴収又は賦課 番号法の別表第二に基づいて、神河町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	神河町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ・被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ・介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ・要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ・居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更 ・保険給付の支払の一時差止め ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ・保険料の徴収又は賦課 特定個人番号利用事務に基づいて、神河町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I－3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の100の項 2. 介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I－4－②	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :(93,94項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 2,3,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,141,144,145,158,161の項 【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 131,132の項	事後	法改正対応
令和6年7月22日	Ⅱ－1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ－2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	